

問合せ先
第五管区海上保安本部
交通部航行安全課
航行安全課長 大橋 健
電話 078-391-6551 (内線 2620)

第五管区海上保安本部
令和5年4月25日
午後3時零分発表

5月1日 マリタクトKOBÉによる情報提供エリアを拡大

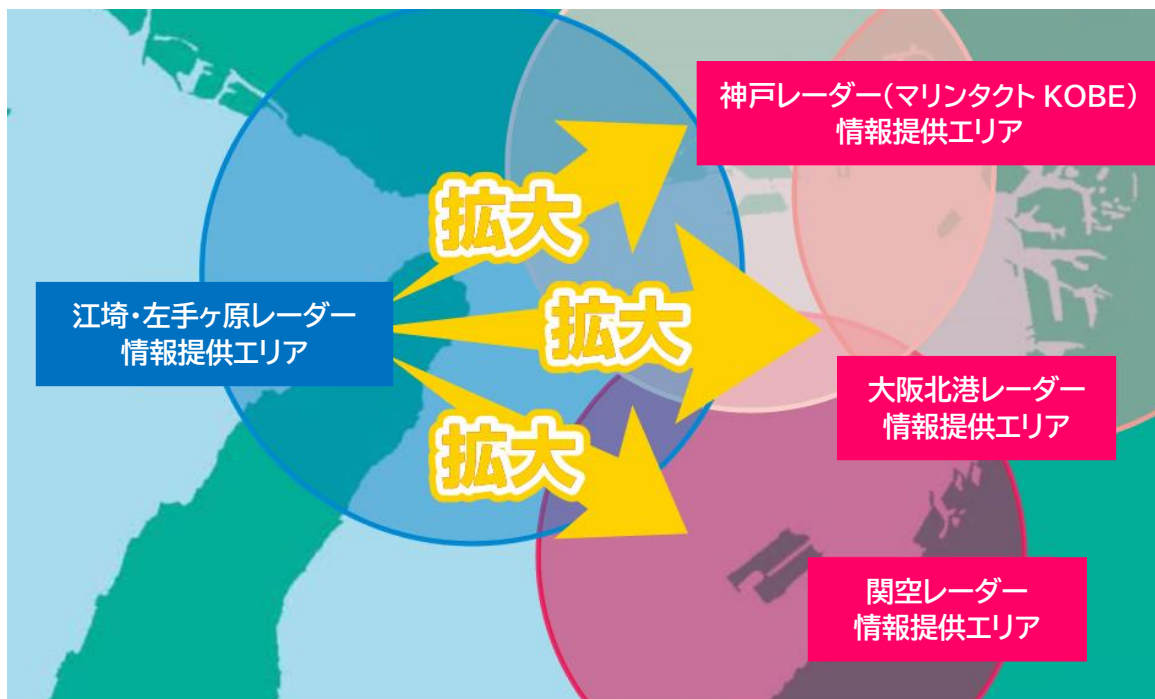
このため、**位置通報ライン**と**情報聴取義務海域**を拡大します。

～安全運航に必要なため、航行する船舶は、ご協力をお願いします。～

《マリタクトKOBÉの機能強化 第一段》

- ◆ 3月12日、ポートアイランドに移転したマリタクトKOBÉ（大阪湾海上交通センター）では、沿岸部に増設等したレーダーにより監視可能な海域が広がったことに伴い、**5月1日（月）から**、大阪湾北部海域での**情報提供エリアを拡大**します。
拡大した情報提供エリアでは、**のり網等の設置状況や浅瀬、工事・作業、潮流**などの情報を航行船舶に提供することで、船舶の**安全な航行を支援**します。
- ◆ 情報提供エリアの拡大に伴い、このエリアに入ってくる船舶を把握するために不可欠であった**位置情報の通報ラインを拡大**し、これまでよりも迅速に航行船舶の動きを把握します。
新しい位置通報ラインを通過する**長さ50メートル以上の船舶（AIS搭載船舶を除く。）**は、これまで同様に**VHF無線電話**でマリタクトKOBÉ（呼出名称は「おおさかマーチス」）を呼び出していただき、自船の情報を伝えていただく代わりに、安全な運航に必要な情報の提供を受けることが可能となります。
- ◆ また、特に船舶交通の安全を確保する必要がある明石海峡航路（付近海域を含む。）を航行する**長さ50メートル以上の船舶は**、マリタクトKOBÉが提供する情報をVHF無線電話で聴取しなければなりません、この**情報聴取義務海域を大阪湾北部海域まで拡大**します。
これにより、船舶の衝突を防止するための注意情報を得て事故を未然に防止することが期待できます。また、台風などの異常気象等時には**関西国際空港の西方海域にも情報義務海域を設ける**こととしています。

1. 情報提供エリアの拡大



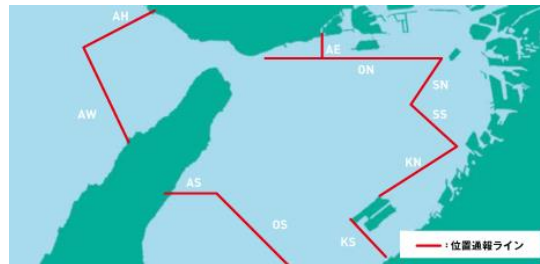
マリンタクトKOBÉ（大阪湾海上交通センター）は、レーダー、AIS、気象観測装置等によって得られる航行船舶の動静、気象現況等の情報をもとに、情報提供エリアを航行する船舶に対して船舶の安全運航に必要な情報提供等を行い、船舶交通の安全確保を図ります。

2. 位置通報ラインの変更

【現在】



【5月1日から】



- ◆ 位置通報ラインとは、航行する長さ50メートル以上の船舶に対し、位置通報ラインを通過した際に、自船の情報（船名、通過ライン、行先など）をVHF無線電話でマリンタクトKOBÉに通報するという行政指導に基づくルールです。
- ◆ AIS（船舶自動識別装置）を搭載している船舶は、位置通報を行う必要はありません。
- ◆ マリンタクトKOBÉは、位置通報により船舶から得た情報を収集・活用し、航行船舶に情報を提供するなどにより、船舶の事故を未然に防止します。

3. 情報聴取義務海域の拡大

(常時)



(異常気象等時に設定)



- ◆ 情報聴取義務とは、海上交通安全法第30条第2項に基づき、長さ50メートル以上の船舶に対し、海上保安庁が提供する情報を聴取しなければならないというルールです。
海上保安庁が提供する情報とは、船舶の衝突を防止する注意情報や危険な海域に向かう船舶への注意情報などで、船舶の事故を防止するために必要な情報です。
- ◆ 台風などの異常気象等時には、関西国際空港の西方の海域においても、同様の情報聴取義務海域を設定します。
- ◆ 上図(赤丸部分)に示す海域で、5月1日からの運用となります。

画像を提供いたしますので、

jcg5-kokoanzen-3v2m@ki.mlit.go.jp までご連絡ください。

4. 今後のマリインタクトKOBEOの機能強化予定

《マリインタクトKOBEOの機能強化 第二段》

阪神港大阪区・堺泉北区及び神戸区の港内交通管制の統合(令和5年10月1日予定)

《マリインタクトKOBEOの機能強化 第三段》

情報聴取義務海域(港則法)拡大(令和6年2月1日予定)